

スターワン外貨普通預金規定

第1条（適用範囲）

本規定は、スターワン外貨普通預金（以下本規定で「本預金」といいます。）にかかる取引に適用されます。

第2条（取引開始条件等）

1. 預入通貨は、当行が認める外国通貨のみとします。
2. 取引開始時の預入金額は、当行が預け入れを認める外国通貨の1通貨単位またはその小数点以下2桁まで（例えば米ドルの場合はUS \$ 0.01）とします。
3. 本預金の残高が当行所定の通貨単位以上を維持している期間については、本預金を「スターワン外貨普通預金（ポイント預金）」（以下「ポイント預金」といいます。）として取り扱います。

第3条（預金への預け入れ）

1. 本預金には、スターワン口座内の他の預金および取扱店にある同一名義の他の口座からの振替金を受け入れます。振替金が円預金からの場合はスターワン預金共通規定第5条に従い当行所定の為替レートにより該当通貨に換算したうえで受け入れます。また、振替金が異種の外貨預金からの場合は、スターワン取引総合規定第11条第1項に従い、いったん円貨に換算してその円貨を再度該当通貨に換算したうえで受け入れます。
2. 本預金には、本預金と同一通貨の被仕向送金為替代わり金を受け入れます。

第4条（ポイントの付与）

1. 本預金がポイント預金として取り扱われる場合には、その残高に応じてポイントが付与され、利息計算上優遇されます。
2. ポイント預金に付与されるポイントは、次のようになります。
 - (1) ポイント預金の前日最終残高と当日最終残高を比較し、残高に変化がなければ1ポイントが付与されます。
 - (2) ポイント預金の前日最終残高と当日最終残高を比較して残高が増加していれば、その増加率（当日残高を前日残高で除した数値。ただし、小数点第3位以下は切り捨てます。）に応じたポイントが付与されます。
 - (3) 前各号で付与されたポイントが30ポイントに達した場合には、前利払日から当該時点までの期間の各ステージ利率に応じ計算した利息を、自動的に元本に組み入れ、ポイントは1に戻ります。前日最終残高と当日最終残高を比較し残高が減少した場合も同様とします。
 - (4) 本預金の残高が当行所定の通貨単位未満となった場合は、前利払日から当該時点までの期間の各ステージ利率に応じ計算した利息を、自動的に元本に組み入れ、ポイント預金としての取り扱いを終了し、通常の普通預金として取り扱われます。
 - (5) 当行は、本条に基づくポイント預金の取り扱いを当行の都合で変更または中止する場合があります。

第5条（ポイント預金とステージ）

1. 本預金がポイント預金として取り扱われる場合には、前条により付与されるポイントが30ポイントに達

するたびにステージが1段階上がり、当行の定めるところにより適用金利の優遇が受けられます。ステージは第1ステージから第12ステージまで、および優遇ステージの13段階があります。第12ステージ終了後は優遇ステージの利率が適用されます。ただし、前日最終残高と当日最終残高を比較し残高が減少した場合には、その時点におけるステージのランクに関係なく常に第1ステージとなります。

2. 本預金の残高が当行所定の通貨単位未満となりポイント預金としての取り扱いができなくなった場合には、前項のステージ制による金利優遇措置も受けられなくなります。

3. 当行は、本条に基づくポイント預金の取り扱いを当行の都合で変更または中止する場合があります。

第6条（利息）

1. 本預金の残高が当行所定の通貨単位未満の場合の利息の計算は、毎日の最終残高1補助通貨単位以上について付利単位を1補助通貨単位として当行ホームページまたは店頭に表示する毎日の本預金の利率によって計算（1年を365日とする日割り計算。割り算は最後に行います。）のうえ毎月の当行所定の日に本預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

2. 本預金がポイント預金として取り扱われる場合の利息計算は、前項及び第4条、第5条に従って取り扱われます。なお、各ステージでの優遇金利については当行が定める方法で掲示いたします。なお、これらの金利は金融情勢に応じて変更します。

第7条（他の規定の適用）

1. 本預金はスターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。

2. スターワン円普通預金規定第3条、第4条（ただし、第3項および第5項は除きます。）および第6条の規定は、本預金取引に適用されます。

第8条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上